

中小企業のための



Privity of contract (契約関係)

中国本土とビジネスをするとき、誰と契約すべきか考えたことがあるだろうか。特に工場は本土にあるが、出資者が香港の会社である場合、どちらと契約すべきだろうか。

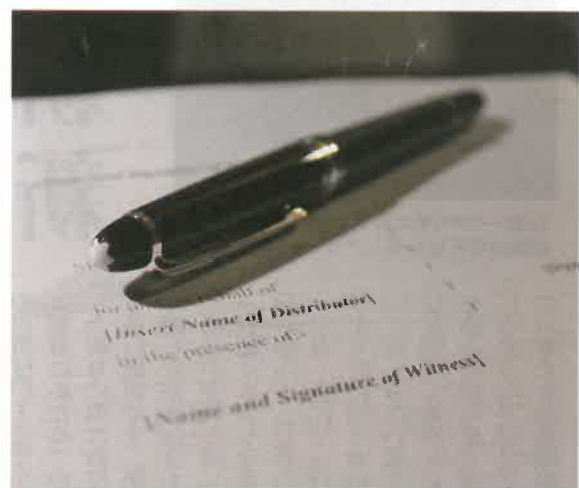
ある日本のサプライヤーはこの数年間ずっと中国の工場に品物を納品していた。この工場の出資者は香港会社であり、支払いは今までずっと香港の会社から支払われていた。しかし最近、香港会社からの支払いが滞り、もちろん本土の工場からも支払いはされない状況となった。納品契約書を見てみると日系サプライヤーと中国工場しか表記されていない。このような場合、香港の会社の契約違反を訴えることができるだろうか。

残念ながら、答えは否である。法律の原理 (Legal doctrine II 注1) の契約関係 (Privity of contract) により、日系サプライヤーが香港会社を訴えることはできない。Bに納品できなかった。このとき契約関係の原理により、第三者CはAの契約違反に基づいてAに対して損害賠償請求をする権利を主張できない。

【例1】 AとBは売買契約をした。契約により、Aは200トンの米をBに納品する義務を負ったが、AはBに納品したが、Bが支払いをしなかった。このとき契約関係の原理により、AはBの契約違反についての損害賠償請求を第三者Cにすることはできない。今回このコラムのテーマを選んだのも、多々の人は、BとCの取締役が同じであった場合、Cにも請求できると錯覚してしまいがちであるからである (第三者は責任を問われぬ)。

【例2】 契約関係の原理から発生する問題 契約関係の原理は鉄則とはいえ、その原理を厳守すると多くの場合、契約当事者の考えとすれ違い、不公平な結果となりがちである。例えば、AとBの間でAがCにお金を払うという契約をした。もしAがCにお金を払わなかったならば、Cはその契約の権利を主張できない。なぜならCは契約の当事者ではないからである。例えばAとBが販売契約を結び、BはAから有名な画家の作品を購入した。そして、Bはその絵を誕生日プレゼントとしてCに贈ることも契約した。しかし、AがCに偽物を渡した場合、Cが直接Aの契約不履行を訴えることはできない。契約関係の原理によりAを訴えることができるのはBだけである。

このような不公平な状況を修正するために、契約関係の原理の廃止と改革を求める声が高まっている。しかしそれに対して香港特区政府は数年前に法律の専門家や学者を集め、その契約関係の原理を変更・改善するべきか否かについて検討した。しかし、現在の契約関係の原理が数百年の法律家の歴史に支えられてきているものであること、また、他の複雑な原理とのバランスを保つべきであることから改革は先延ばしとなった。下手をすると、さ



香港は契約文化のため、契約書に署名する前に必ず顧問弁護士に確認してもらうべきである

【例1】 AとBは売買契約をした。契約により、Aは200トンの米をBに納品する義務を負ったが、AはBに納品したが、Bが支払いをしなかった。このとき契約関係の原理により、AはBの契約違反についての損害賠償請求を第三者Cにすることはできない。今回このコラムのテーマを選んだのも、多々の人は、BとCの取締役が同じであった場合、Cにも請求できると錯覚してしまいがちであるからである (第三者は責任を問われぬ)。

筆者紹介 ANDY CHENG 弁護士 アンディチエン法律事務所代表 米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めている。日本語堪能 www.andysolicitor.com info@andysolicitor.com



※注1：法律の原理 (legal doctrine) とは古い法律の鉄則。法典に記載されていないことについて、裁判官により定められた法律である。多くの有名な法原理は100年間以上かけて裁判所で洗練され、改善され、権威ある法律となる。それは英国系の法律 (いわゆる Common Law) の特徴である。 (このシリーズは月1回掲載します)